

信用保証制度の内容

利用できる方

林業、木材産業の事業者（会社、個人、組合）の方が対象です。ただし、会社にあつては、資本金1千万円以下又は従業員300人以下、個人にあつては従業員300人以下であることが要件となります。組合とは、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等が組織する中小企業等協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会を指します。

木材卸売業者又は市場開設者の方については、木材の流通に関する「合理化計画」を作成し、都道府県知事の認定を受けた方が保証対象となります。この場合、会社にあつては、資本金1千万円以下又は従業員100人以下、個人にあつては従業員100人以下であることが要件となります。

保証の種類 3種類の保証があります

1 普通保証

保証付き融資実行のつど、保証手続きを行うものです。

2 根保証

利用者が融資機関から反復継続して手形貸付又は手形割引を受ける場合、あらかじめ一定の保証極度額と根保証期間を定めておき、その範囲内で繰り返し保証を受けるものです。

3 当座貸越根保証

一定の資格要件を備えた方が融資機関から事業資金を借り入れる場合、あらかじめ一定の貸越極度額と貸越の発生期間を定め、その範囲内で反復継続して発生する当座貸越債務の保証を根保証で取り扱うものです。当座貸越根保証の極度額は、5千万円までとしております。

保証の対象となる資金

以下の事業を営むための運転資金及び設備資金が対象となります。

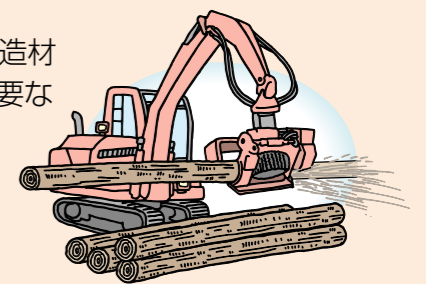
1 造林・育林

植栽、下刈り、除伐、間伐等に必要資金



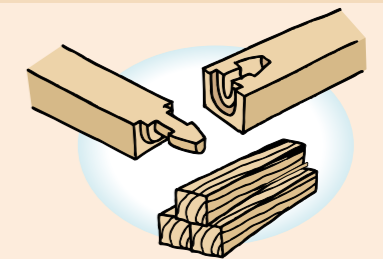
2 素材生産

立木購入、伐木、造材及び搬出等に必要資金



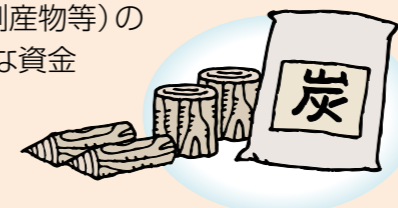
3 木材・木製品製造

製材品、型枠材、銘木、単板、合板、床板、積層材、削片版、集成材、プレカット材、銘木、組立家屋材料、チップ、竹製品等の製造に必要な資金



4 薪炭生産

薪炭（その副産物等）の生産に必要な資金



5 林業種苗生産

林業種苗、緑化木等の生産に必要な資金



6 きのこと生産

きのこの生産に必要な資金



7 木材卸売業

木材の卸売又は木材市場の開設もしくは改良のために必要資金。ただし、都道府県からの合理化計画の認定を受けることが必要です。



組合については、上記の1～6の事業を行うための必要な直営資金の他に、転貸資金（単位組合（又は連合会）がその組合員（又は単位組合）に貸し付ける資金）、共同購入資金が保証対象になります。